

# 令和8年度 高知市就学援助 継続申請のご案内

令和8年度も援助を受けるためには継続申請が必要です。申請がない場合、就学援助は継続されません。

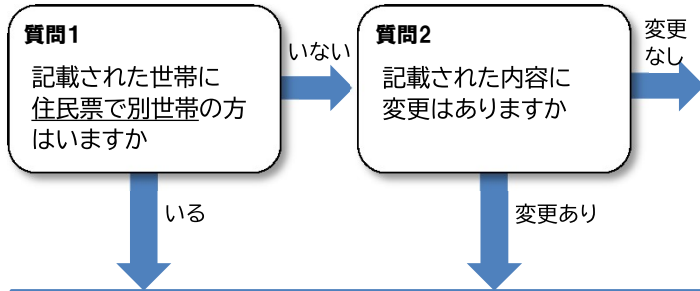
## 1 継続申請の基準日

令和8年4月1日時点の内容で申請してください。

送付した認定申請書(世帯票)には令和8年3月31日までの内容を元に認定状況の情報を記載しております。  
4月10日(学校始業日)の間に記載内容に変更があった場合は、内容を訂正をして申請することができます。

## 2 申請方法

申請の内容によって申請方法が異なります。



所要時間は5分程度

### A 今回から電子申請で申請できます



高知市電子申請  
サービス

左のQRコードをスマートフォンから  
読み取って手続きにお進みください。  
(電子メールアドレスが必要です。)

※ 認定申請書を郵送で  
提出いただくことも可能です。

### B 同封の認定申請書により、郵送で申請してください

《送付先》

〒780-8571  
高知市鷹匠町2丁目1番43号  
高知市教育委員会 青少年・事務管理課 行

- ◆ 郵送する際の切手代110円はご負担ください。
- ◆ 学校経由で提出することも可能です。  
封筒には左の宛先を記載し、封をしてください。  
学校では内容の確認を行いません。

## 3 申請期限

4月1日からの継続認定 **受付期限 令和8年5月31日(日)**

【重要】

- ◆ 期限を過ぎて申請された場合は、  
4月1日からの認定になりません。
- ◆ 期限を過ぎて申請提出された場合は、  
提出月の1日からの新規認定として  
受付いたします。

## 4 認定結果通知と支給開始時期

審査の結果は、申請者宛に郵送で送付いたします。

申請時期	通知時期	認定の場合の 支給開始
4月24日頃まで	5月中旬	<b>5月末</b>
5月22日頃まで	6月中旬	6月末
<b>5月31日(最終)</b> ※郵送の場合は5月29日必着	7月中旬	7月末

- ◆ 早期にご提出いただくと、  
**支給開始が早くなります。**
- ◆ できるだけ早期の提出にご協力ください。  
申請状況により、期日前でもあらかじめ  
手続きをご案内する場合があります。



# 令和8年度から 就学援助の申請手続きや審査の方法を一部を見直しています

審査をわかりやすく、手続きをやすく、お知らせはご家庭へ

## 1 申請内容の確認方法を見直します

- ・他世帯からの支援額の申告が不要になります。
- ・世帯の確認は、住民票上の世帯を基本とします。  
ただし、住民票上は別世帯でも、生計を同一にしている方がいる場合は、申請時の申出により確認します。
- ・所得は、申請時期に応じた年度で確認します(新規認定と継続認定で統一しました)。

## 2 継続申請が原則不要になります(自動更新)

- 令和8年度に認定となった方は、令和9年度以降に継続して受給するための申請が**公立中学校卒業まで原則不要**
- ・変更があった場合は、その都度申請の手続きが必要です。
  - ・変更がない場合でも、教育委員会で**4月(新年度)**と**9月(後期判定)**に審査を行い、その結果を通知いたします。  
※9月の通知は、否認の方のみ送付します。

## 3 申請方法・提出先が変わります

- ・申請は、原則電子申請になります。
- ・スマホやパソコンでのオンライン申請が難しい場合は、書面申請もできます。
- ・提出先は、学校から**青少年・事務管理課**になります。

## 4 お知らせ方法が変わります

認定結果通知や追加書類の案内は、学校経由で送付していましたが、  
今後は教育委員会から**保護者あてに直接郵送**します。

### 【よくある質問】

Q1 新小学1年生の弟妹がいます。  
今回の継続申請と一緒に申請できますか。?

A1  
できます。この継続の認定申請で申請してください。  
(手続きの見直しにより、新小学1年生と在校生を同じ申請書で申請できるようになりました。)

Q2 この申請で申請者を変えることはできますか。

A2  
父母のどちらにも親権があり、どちらも子どもと一緒に住んでいる場合は、**申請者を変更**できます。記入例を参考に申請書の申請者欄を訂正して郵送で提出してください。なお、**振込先口座も申請者名義の口座に変更**してください。

Q3 私立の小中学校に通っている子どもの分も継続申請できますか。

A3  
この継続申請では**申請できません**。私立小中学校に通う児童生徒の就学援助は、**公立学校に通う場合の要件に加え、「授業料全額免除」の条件があります**。このため、毎年学校を通じて手続きしていただきます。該当する方には学校を通じて別途案内します。

Q4 世帯の状況に変わる予定がありますが、  
どうすればよいですか。

A4  
**4月10日(学校始業日)までの変更**は、この認定請求書を訂正することで届け出ることが可能です。  
**4月11日以降の変更**については訂正せず一旦4月1日から10日の状況で提出してください。世帯の異動を確認後、必要な手続きを案内します。

Q5 配偶者が別居している場合も世帯に含まれますか。?

A5  
婚姻関係がある場合は、原則として別居していても生計同一世帯に**含めて審査**します。

Q6 毎年この申請が必要ですか。?

A6  
これまで毎年1回、継続申請をいただいておりますが、**令和9年度以降は原則として申請は不要**です。  
ただし、世帯員の審査にあたり、高知市の住民票で確認できない事情がある場合や、所得証明書や賃貸住宅の契約書などの提出が必要な場合は、変更がなくても手続きが必要です。該当する方には、こちらからご案内します。